

令和4年度 第1回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

開会年月日 令和4年10月18日（火）
場 所 本庁舎7階防災センター

出席者	教育委員会	委員長	堀 和夫
	学識経験者	副委員長	嶋崎 政男
	心理教育相談員	委員	久羽 幸恵
	幼稚園長会	委員	鈴木 裕美
	校長会	委員	佐々木 秀之
	同	委員	竹内 勝己
	学校生活指導担当教職員	委員	須賀井 景子
	同	委員	古賀 旭
	保護者代表	委員	尾崎みどり
	同	委員	扇 優子
	教育委員会	委員	三浦 康彰
	同	委員	山本 浩司
	同	委員	風間 浩也
	同	委員	小野 弥生

1 開会および委員委嘱

【教育指導課長】

令和4年度第1回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を開会する。議事に入る前まで、教育指導課長が進行を務める。それでは、次第に沿って会を進行させていただく。

はじめに、委員委嘱であるが、感染症拡大予防対策を踏まえ、委嘱状は机上配付とさせていただきます。お名前等の確認をお願いします。

続いて、教育長よりご挨拶申し上げます。

2 教育委員会あいさつ

【委員長（教育長）】

本日は、お忙しい中、様々な立場からいじめ等対応支援チーム連絡協議会にご参加いただき、感謝申し上げます。

私は、昨年7月に教育長に就任し、昨年の7月30日の第1回協議会から委員長として出席をさせていただいている。また、こども家庭部長、教育振興部長であった頃は、委員として出席させていただいた。

本会は平成24年度に発足して以来、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組について協議を重ねてきた。その頃は、社会全体として、子供にスマートフォンを持たせている家庭が増え、子供たちの間にSNSの利用が浸透してきていた。そのような状況が背景となって、スマートフォンがいじめの道具になってしまう事例も見受けられるようになった。他自治体の小中学校でも、児童生徒1人に1台配付しているタブレットパソコンが、いじめの道具になってしまうこともあった。

このような状況を踏まえ、本協議会では、これまで「SNS練馬区ルール」の策定、「いじめ等対応支援チームからの提言」の作成などを行ってきた。

一昨年度は、校内での教職員研修のための「いじめ防止研修資料」を作成し、昨年度は資料の活用促進を図った。本資料を校内研修等で活用することで、個々の教員のいじめ行為への鋭敏な感覚と的確な指導力育成の一助としたいと考えている。

練馬区教育委員会は、いじめ等対応支援チームの取組を通して、いかなる場合であっても

いじめ被害者の立場に寄り添う姿勢を貫いてきた。いじめの被害者を出さない、いじめを未然に防止する、いじめが発生したとしても軽微な段階で解決を図ることを目指して、取り組んでいる。

これから事務局より報告する内容にもつながるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も、いじめの発生件数に影響を与えている。令和2年度は、感染拡大防止のために学校が休みとなったことにより、子供同士の接触が減り、いじめの発生件数が減少したが、令和3年度になって学校の活動が再開されると、また増え始めている。

個々の内容を見てみると、過去と比べて重篤なものは大幅に減ってきている。これは、学校における様々な取組の成果であると思うが、一方で、様々な外的要因、教育環境、家庭や友達関係の中で、依然として、いじめが存在してしまっていることも事実である。

今年度、新たなメンバーをお迎えして会を進めていく中で、様々な立場から、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けたご意見をお聞かせいただきたい。

最後になるが、昨年度から、協議会の開催時間を平日の日中とさせていただいている。委員の皆様方のご協力に感謝を申し上げますとともに、今年度の開催についても、ご協力いただけるようよろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

【教育指導課長】

続いて、次第の3、委員紹介である。今年度の最初の会であるため、委員の皆様の紹介をさせていただく。なお、本チームは設置要綱にて、教育長を委員長、学識経験者を副委員長としている。

それでは、副委員長から名簿順に自己紹介をお願いします。

(委員自己紹介)

4 チームの位置付けおよび主な協議内容（資料1、資料5参照）

【教育指導課長】

それでは、次第の4、本チームの位置付けおよび主な協議内容を事務局より説明する。

【事務局】

資料1「いじめ防止対策推進法（概要）」をご覧ください。本チームは、いじめ防止対策推進法に示される関係機関等の連携を図るために設置される「いじめ問題対策連絡協

議会」に該当するものである。

資料5「練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱」をご覧いただきたい。本区においては、学校、保護者、学識経験者、心理職、教育委員会の関係部局で構成している。

本チームは、学校のいじめの実態を把握するとともに、未然防止・早期解決に向けて、つぎの各号に掲げる事項について協議することになっている。主な協議内容は、①いじめの未然防止に向けた取組、②いじめの早期発見に向けた取組、③いじめの早期解決に向けた取組、④家庭・地域・関係機関との連携強化に向けた取組、⑤就学前教育への支援である。

【教育指導課長】

説明について、質問等はあるか。

(質問等なし)

それでは、議事に入る前に、本会の公開について事務局から説明する。

【事務局】

練馬区では、附属機関等の会議については、原則公開としている。

具体的には、①会議の傍聴を認める、②会議における資料を公開する、③会議録を公開するというものである。なお、会議録の公開については、区のホームページで行う。

なお、原則公開ではあるが、当支援チームが必要と決定したときは、非公開とすることができる。

5 教育委員会からの報告

5-1 「令和4年度練馬区いじめ問題対策方針」の改訂について

【教育指導課長】

これより議事に入る。ここからは、委員長が進行を務める。

【委員長】

それでは議事を進める。まずは報告事項を6点お伝えする。

はじめに、「令和4年度練馬区いじめ問題対策方針」の改訂について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

資料2「令和4年度練馬区いじめ問題対策方針」をご覧いただきたい。例年4月に、全小中学校に向けてこの方針を通知し、学校いじめ防止基本方針の改訂や、いじめ未然防止の取組を促している。今年度に改訂した部分は、下線を引いた箇所である。

大きな変更点は1点である。資料6ページの2行目をご覧いただきたい。これまで、相談体制の充実として、毎年度、小学校第5学年および中学校第1学年を対象にスクールカウンセラーとの全員面接を行ってきた。さらに、昨年度からは、高学年になる前の児童生徒に対して、困ったときに相談しやすい雰囲気を醸成することを目的として、心のふれあい相談員等による小学校第3学年の全員面接を実施している。今回の変更点は、その内容（心のふれあい相談員等による小学校第3学年の全員面接）を追記したものである。その他、資料3「練馬区いじめ問題対策方針新旧対照表」に、追記事項を一覧でまとめているので、併せてご覧いただきたい。

【委員長】

ただいま、事務局より「令和4年度練馬区いじめ問題対策方針」の改訂について報告があった。この件について、ご意見やご質問等があれば願います。

（質問等なし）

5-2 「練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱」の改訂について

【委員長】

次に、「練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱」の改訂について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

資料4「いじめ等対応支援チームおよびいじめ等対応支援特別チームの位置付けについて」をご覧いただきたい。これまでは、重大ないじめ等が発生した際、「いじめ等対応支援チーム」の下部組織として、「いじめ等対応支援特別チーム」が置かれる旨が設置要綱に記載されていた。

「いじめ等対応支援特別チーム」は、3つの組織で構成されており、それぞれ「事故対応支援チーム」「心理ケアチーム」「学校事故詳細調査委員会」がある。

「いじめ等対応支援特別チーム」は、これまでも設置されたことがあるが、「いじめ等対応支援チーム」の下部組織という位置付けではなく、独立した組織として対応を進めてきた。

そこで、今回実態に即した設置要綱（資料5「練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱」参照）へ改訂を行った。改訂箇所について、資料6「練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱新旧対照表」でご説明する。第8条の「支援チームのもとに」の文言を削除するとともに、3つの組織について具体的な内容を追記している。そのうち、学校事故詳細調査委員会につ

いては、学識経験者や医師などの第三者によって構成されることから、別に設置要綱を作成している。資料7「練馬区立学校に在籍する児童生徒等の重大事態に関する対応について」は、実際に重大事態が発生した際の対応の流れを記した資料である。以上である。

【委員長】

ただいま、事務局より「練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱」の改訂について報告があった。この件について、ご意見やご質問等があればお願いします。

【委員】

要綱改訂について、「いじめ等対応支援特別チーム」を、実態に即した形で独立させたとのことで理解した。

学校教育支援センターの立場から、心理ケアチームに関する記載について確認したい。

資料7を見ると、心理ケアチームの目的について「事故発生から保護者等への対応、在籍児童生徒等の心理的ケアを図る」と記載されている。この「保護者等への対応」という記載についてであるが、今後は保護者の心理ケアも進めていくことを想定して記載したものか。

これまで、児童生徒を中心とした心理ケアには取り組んできたが、保護者の心理ケアについては、あまり中心的に行っていない。今回、この内容は新しく盛り込んだのか。その辺りの経緯があれば教えてほしい。

【事務局】

資料7の記載について、今までの対応から特段の変更は行っていない。心理ケアチームは、児童生徒等への対応が中心になると思うが、保護者等への対応も必要に応じて行っていただきたいと考えており、これまでと同様に記載させていただいている。

【委員】

資料7では「在籍児童生徒等」と「保護者等」を分けて記載しているが、資料5「練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱」（第8条の5）では「児童生徒等のストレスの緩和や心の安定に向けた支援」と記載されている。（「保護者等」の記載はない。）資料5の要綱においては、「児童生徒等」の「等」の表記に「保護者等」も含んでいるということか。

【事務局】

「児童生徒等」の中に「保護者等」も含まれるという解釈でお考えいただければと思う。要綱の改訂に当たり、心理ケアチームの対応内容については、特段の変更をしていないので、これまで通り対応していただきたい。

【委員長】

資料7の文面だけで見れば、「保護者等」と「在籍児童生徒等」が分かれて記載されているが、実際の場面では、当事者の児童生徒だけでなく、その保護者からも相談を受けることがあり、結果として、保護者とも関わり合いながら対応していくことが多くある。これまでもそのように対応してきており、心理ケアチームの目的については、従来と変わらないと解釈したが、それでよろしいだろうか。

【事務局】

その通りである。

【委員】

従来通りの対応で変更ないとのことで理解した。保護者の方からご相談をいただいた際は、これまでも相談に乗ってきたところであり、今後も同様に対応していく。

【委員長】

この件について、他に、ご意見やご質問等はあるか。

(質問等なし)

5-3 「令和4年度 練馬区いじめ一掃プロジェクト」について

【委員長】

次に、「令和4年度 練馬区いじめ一掃プロジェクト」についての報告である。事務局から説明をお願いする。

【事務局】

資料8「令和4年度 練馬区いじめ一掃プロジェクト 実施要項」をご覧いただきたい。本プロジェクトの実施については、すでに6月初旬に各学校・園に周知している。本区では、11月1日から11月30日までの1か月間を「いじめ一掃取組月間」としており、各学校・園で取組を推進している。

「いじめ一掃プロジェクト」は、3つの取組を柱としている。それぞれの取組について、資料8の項目3「実施事業」の記載に沿ってご説明する。

まず、「(1)「練馬区いじめ防止標語」の募集」についてである。

こちらは、毎年、児童生徒に向けて募集を行っているものである。「いじめ防止標語」の他に「いじめ防止ポスター」「いじめ撲滅宣言」「いじめ防止シンボルマーク」があり、年度によって募集するものを変えている。これは、作成すること自体が目的ではなく、児童生徒

がいじめ防止について深く考える時間を確保することを目的として取組を続けている。

次に、「(2)「いじめ一掃取組月間」の設定」についてである。

各学校・園では、11月を「いじめ一掃取組月間」として、「いじめに関わる実態アンケート」の実施や「いじめ防止標語」の募集など、いじめ防止に関する様々な取組を進めている。各校には、児童生徒が主体となって取組を進めていくよう、依頼をしている。

最後に、「(3)「いじめ防止実践事例発表会」の開催」についてである。

こちらは、「練馬区教育実践発表会」(2月に開催予定)の中で実施するもので、各学校・園のいじめ防止に向けた好事例等を発表し、全校で共有している。いじめ防止に向けた学校の取組事例の発表のほか、先程ご案内した「いじめ防止標語」の表彰も行っている。

【委員長】

ただいま、事務局より「令和4年度 練馬区いじめ一掃プロジェクト」について報告があった。ポスターや標語の作成については、保護者や児童生徒に、いじめ一掃プロジェクトが浸透していくことを目指して、地道なPR活動として取り組んでいるところである。この件について、ご意見やご質問等があれば願います。

【委員】

「練馬区いじめ一掃プロジェクト」については、大きな意義があると思っており、本校でも、いじめ一掃に向けて取り組んでいる。一方で、あくまでも個人の意見であるが、いじめの「撲滅」や「一掃」という表現については、現在のいじめの定義から考えると、非常に理想が高いように感じる。いじめの定義は広く、様々な事象がいじめに該当する。仮に好意で行ったことであっても、相手が嫌だと思っただけにいじめになってしまう。「いじめ防止」という表現については非常に納得がいくし、もちろん、いじめがなくなることを目指して取り組んではいくが、一定の人間関係がある学校現場において、「撲滅」や「一掃」という言葉だけが一人歩きしてしまうことには、違和感を覚えている。

今後、このようなプロジェクトの名前を考える機会があった際の参考に、1つの意見として知っておいていただけたらと思い、発言させていただいた。以上である。

【委員長】

おっしゃる通り、いじめを完全にゼロにするということは、かなりハードルの高い目標であり、表現として大げさに感じることもあるかもしれない。一方で、取組を進める上での決意として、いじめの「撲滅」や「一掃」を志向する意味合いで、目標を掲げているものと理解している。

練馬区教育委員会では、これまで、様々な問題について、ゼロを目標に掲げて取り組んできた。例えば、保育所待機児童対策もその1つである。練馬区では、保育所に入りたくても入れない子供をゼロにするため「保育所待機児童ゼロ作戦」を展開し、保育所待機児童の解消を達成した。この取組では、ゼロ以外の目標はあり得ないものであった。

また、不登校の問題も挙げられる。こちらは、ゼロを実現することは相当に難しい。現状としては、不登校の減少を目指すことが現実的であるが、残念ながら未だに減っていない状況である。

そして、いじめの問題である。いじめは、許されない人権侵害である。そのため、目標として「撲滅」、「一掃」を掲げ、ゼロを目指している。

人が集まるところには、力関係や主従関係が生じてしまうものである。時として、それがチームのリーダー的存在を生み、組織の円滑な運営に役立つ場合もある。一方で、残念ながら、そうした力関係がいじめにつながってしまう場合もある。

このように複雑に絡み合う人間関係の中で、いじめを完全にゼロにすることは、かなり理想が高いことかもしれないが、目指すべきところとして掲げているものだと理解している。

この件について、他に、ご意見やご質問等はあるか。

(質問等なし)

5-4 いじめ等対応支援チームからの提言について

【委員長】

次に、「いじめ等対応支援チームからの提言」についての報告である。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料9「いじめ等対応支援チームからの提言」をご覧いただきたい。本提言は、これまでにいじめ等対応支援チームの中で話し合ってきた内容をまとめたものである。本提言は、今年の4月に各校に周知している。

また、資料10「練馬区教育委員会「いじめ等対応支援チーム」からのお願い」は、保護者および地域に向けて、啓発を目的に作成した文書である。こちらも今年の4月に各校に通知しており、各校で活用している。内容としては、学校・保護者・地域の連携によるいじめ防止の推進に向けて、いじめの認知促進や子供たちの健全育成について記載している。

【委員長】

ただいま、事務局より「いじめ等対応支援チームからの提言」について報告があった。この件について、ご意見やご質問等があれば願います。

(質問等なし)

5-5 「いじめ防止研修資料」について

【委員長】

次に、「いじめ防止研修資料」についての報告である。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

一昨年度、本協議会で検討を重ね、いじめ行為に対する教員の鋭敏な感覚と指導力を育成し、児童生徒のいじめ防止の推進を図るための「いじめ防止研修資料」(別添参考資料)を作成した。昨年度当初に、各校の教員一人につき1冊を配付し、校内研修等での活用を依頼した。今年度は、冊子ではなく、データで配付し周知および活用を促している。

【委員長】

ただいま、事務局より「いじめ防止研修資料」について報告があった。この件について、ご意見やご質問等があれば願います。

【委員】

昨年度、この研修資料を使って校内研修を行った。資料内で提示される事例ごとに、対応案を記述する形式になっており、とても使いやすい。研修では、まず個人で対応策を考え、その後にグループで検討し、最後にみんなで発表し合うという流れで行った。とても良い研修になったので、今後も続けていきたい。

【委員長】

他にあるか。

副委員長、いかがだろうか。

【副委員長】

前回は申し上げたが、この研修資料は、とても良くできていて、使い勝手が良いと感じている。ぜひ活発に活用していただければありがたい。

【委員】

研修資料内で提示されている事例は、毎年同じ事例を使用するのか、あるいは、今後更新される予定があるのか教えてほしい。

【事務局】

事例については、一昨年度作成したところなので、現段階では同じ事例を使用しているが、今後、運用を進めていく中で、必要に応じて事例の更新も検討していきたい。

【委員長】

この研修資料で取り上げている事例は、資料の見開き1ページ目に記載の「いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント」に対応する内容を選んでいるものと思う。

今後の更新は、この6つのポイントを各校で考えるに当たって、対応する事例の内容としてより相応しいものがあつた場合に、都度行われていくものかと思う。

研修資料について、他にあるか。

(質問等なし)

5-6 「令和2年度 練馬区いじめの状況」について

【委員長】

次に、「練馬区はいじめの状況」についての報告である。事務局から説明をお願いする。

【事務局】

資料11「令和2年度練馬区立小中学校におけるいじめの状況について」をご覧いただきたい。資料が令和2年度になっているのは、東京都から令和3年度の資料公表がされていないため、練馬区でも公表できないことによるものである。

資料11の項目1、いじめの認知件数について、令和2年度は、小学校が330件、中学校が212件であった。

資料11の項目2、いじめの認知件数の学年別内訳について、件数が最も多い学年は中学校1年生で120件だった。

資料11の項目3、いじめの現在の状況について、いじめが解消している割合は、小学校が84.2%、中学校が92.4%だった。

資料11の項目4、いじめ発見のきっかけについては、小中学校共に、学校の教職員等による発見が多い。特に、アンケート調査など、学校の取組により発見に至ったものが最も多い。

資料11の項目5、いじめの態様については、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が、小中学校共に最も多くなっている。以上である。

【委員長】

ただいま、事務局より「練馬区はいじめの状況」について報告があつた。この件について、

ご意見やご質問等があればお願いします。

【副委員長】

資料11の項目6、いじめられた児童生徒の相談状況についてである。この表のうち、「スクールカウンセラー等の相談員に相談」の件数については、他の自治体と比べても特に高い数字となっている。練馬区の相談システムが良いのかもしれない。

あわせて1点質問である。「スクールカウンセラー等の相談員に相談」の件数は、令和元年度以降の小学校では、「学級担任以外の教職員に相談」を上回る件数となっているが、一方で、中学校では、特に令和2年度において件数が大きく下がっている。これについて、どのような理由が考えられるか。

【委員】

教育指導課からお答えする。スクールカウンセラーの件数の減少率が特に高いことについては分析しきれていないが、令和元年度から令和2年度にかけて、いじめの総数自体が大きく減っていることは、背景として考えられると思う。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、学校にヒアリングを行うと、子供同士の関わりが極端に減っている状況を聞くことが多い。いわゆる身体的距離の確保や、外遊びの減少などにより、活動そのものが大きく制限されてきたことで、いじめそのものが大きく減ってきたという状況があったと思う。

スクールカウンセラーは、各学校において非常に大きな役割を占めており、練馬区では、誰に対しても相談できるような取組を進めている。本件については、今後の数値を見ながら、分析を進めていきたいと考えている。

【委員長】

令和2年度は、学校の休校などにより、かなり活動が止まってしまった状況がある。

質問であるが、スクールカウンセラーは、来室相談が原則なのだろうか。

【事務局】

スクールカウンセラーは、週に1回学校に勤務している。多くの学校では、予約をしてからスクールカウンセラーのいる相談室に行き、スクールカウンセラーと話しをするというシステムになっている。

【委員長】

校長先生や園長先生、それから主幹の先生方にお聞きしたい。学校が休みの日は、子供たちが学校に来ることはなかったのだろうか。例えば、相談があるから先生に会いたい、などのケースはあったのだろうか

【委員】

自身の中学校では、学校が休校の間も、日程を決めて分散登校を行った日がある。分散登校で学校に登校した際に、子供が教員に相談をする場合や、あるいは、たまたまその日にスクールカウンセラーがいたときは、スクールカウンセラーに相談する場合もあったかもしれない。

【委員長】

いま伺ったお話を踏まえると、令和2年度の学校の状況としては、完全に閉鎖されて、子供たちが登校しない状況が続いていたというわけではないが、スクールカウンセラーに会える機会は減ったということかと思う。現時点では、十分な分析ができていないが、令和2年度の数値については、引き続き分析を行ってみたいと思う。

令和3年度の件数がお示しできるようになった際には、令和2年度の状況と比較して、どう推移したのかなどを分析してみようと思う。

この件について、他にあるか。

【委員】

小学校の状況について、自校の例をお伝えする。令和2年度は、休校から開けても分散登校となることがあり、また、食事の際は、ほとんど会話をすることがなかった。加えて、行事もほとんど行われなかったので、友達同士の関わり合いは、極端に少なくなっていたと思う。また、スクールカウンセラーとの全員面談の実施時期も、遅い時期になっていたのも、スクールカウンセラーに相談する機会や、相談しようと思いつくこと自体が、例年より少ない状況だったのではないかと推測する。

【委員長】

他にあるか。

(質問等なし)

6 協議（「いじめの確実な認知」について）

【委員長】

次に協議に移る。本日の協議内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

先程、事務局からご説明した「練馬区のでじめの状況」を踏まえ、練馬区教育委員会は次の3点を現在の課題として捉えている。

1点目は、「いじめの確実な認知」である。

「いじめの認知件数」については、区全体の認知件数は減少傾向にあるものの、学校による差が大きいことが課題であると捉えている。

日常の些細な出来事から積極的にいじめを認知し、初期の段階で迅速に対応することで、いじめの複雑化・長期化を防いでいる学校がある。一方で、いじめが軽微な段階のうちに認知することができなかったことで対応が遅れ、いじめが複雑化・長期化してしまうケースもある。

教育委員会としては、どの学校においても、いじめに関するアンケートが形骸化しない工夫を行うとともに、アンケート以外の方法でも積極的にいじめの認知に努め、適切な初期対応を行っていく必要があると考えている。

2点目は、「子供が相談しやすい環境の充実」である。

過去のいじめの事例では、子供が身近な大人や友達に相談できず、自分で抱え込んでしまい、不登校などになることがあった。その場合、教員がいじめを認知したときにはすでにいじめが複雑化しており、その結果、問題が長期化してしまうことがあった。

練馬区では、子供が相談しやすい環境を充実させるため、これまで行ってきたSC（スクールカウンセラー）等による小5、中1への全員面接の対象を広げ、小学校第3学年も対象にすることとした。これにより、高学年になる前の児童生徒に対して、学校には担任以外にも相談できる大人がいることを実感させ、困ったときに相談しやすい雰囲気醸成したいと考えている。

他の学年についても、困ったときに誰かに相談する力を育むとともに、学校側の相談体制や支援体制を強化していきたいと考えている。

3点目は、「地域と連携しいじめ防止の体制づくり」である。

子供たちは、年齢が上がるに従って行動範囲が広がり、家族や教職員の目が届かないところで、多くの時間を過ごすようになる。そのため、いじめは、必ずしも校内だけで起きるわけではなく、校外においても発生する。

しかし、東京都の調査によると、いじめ発見のきっかけの中で、保護者や地域住民からの情報が占める割合は、全体の1%程度であるという結果が出ており、件数としては少数である。そのため、各学校は、日頃から保護者や地域住民等と連携しながら子供たちを見守り、共に育てていくよう取り組んでいくことが必要であるとする。

練馬区における課題としては、以下の3点が挙げられる。1点目は、いじめの認知件数が

0件の学校が一定数あることである。2点目は、東京都の1校当たりのいじめ認知件数と比べて、練馬区の件数が少ないことである。3点目は、学校間における認知件数の差が大きいことである。これらの課題を解決するためには、教員が鋭敏な感覚を養い、軽微ないじめも見逃さず、確実な認知のもと、適切な初期対応につなげる必要があると考えている。

そこで、昨年度に実施した本協議会の第1回では「いじめの確実な認知」について協議し、第2回と第3回についても、引き続きの協議を予定していた。しかし、第2回開催を前に、「SNS練馬区ルール」のリーフレットに関する事故が発生したため、急遽、第2回、第3回の協議内容を変更し、情報モラル教育に関する報告・協議を行った。

そのため、昨年度に予定していた「いじめの確実な認知」について、改めて、今年度に協議を行いたいと考えている。

いじめの認知について、学校間・教員間で差がある状況をどのようにして解消していくか、あるいは、いじめの確実な認知に向けて、学校、保護者、地域はどのような形で連携していくべきかなど、様々なご意見をいただきたい。

【委員長】

それでは、「いじめの確実な認知」に向けた取組について、各委員からお話をいただきたい。あわせて、各校の取組状況についてもお話を伺いたい。

【委員】

幼稚園長会から、いじめ防止の取組についてお話しする。

園児同士の遊びの中では、いじめとまではいかないものの、相手にとって意地悪と思われる様子がしばしば見受けられる。例えば、何人かで遊んでいる際に、他の子が「入れて」と言ったことに「入れない」と返事をするようなことがある。

「入れない」と言った子供の気持ちを聞いてみると、自分たちで遊ぶ場所を見つけたり、遊びの内容を一生懸命考えて作ったりしてきたので、他の子は入れたくないという思いを持っている場合が多い。その子供たちの気持ちも考えると、無理に他の子を入れるべきかどうかの判断は、迷う部分もある。

このような場面では、教員が自分の考えを押しつけるのではなく、できるだけ子供たちなりの思いや考えを引き出し、解決していくことを大切にしている。

場合によっては、担任1人で考えるのではなく、学年全体で考えることもある。その中で、教員同士と一緒に考え、場面に応じた対応や、それぞれの経験などを共有し合いながら、取り組んでいる。

幼稚園は、子供たちにとって、初めての集団生活の場である。そのため、身近な大人の存在である教員の態度や行動が、子供たちにとってのモデルになっている。教員が子供に対して冷たい態度をとれば、それを見た子供も同じように、冷たい態度を真似てしまうこともあり得る。逆に、教員が優しく接している姿を見て、子供も「こうしていくものなんだな」と思い、その姿をモデルにしていくこともある。自分が子供たちのモデルになっているという意識を大切にしながら子供たちに向き合うよう、常に教員間で話し合っている。

また、子供たちに向けた取組としては、嫌なことがあった時に安心して教員や家族に相談できる環境づくりに努めている。子供たちには、「嫌なことがあったら、先生に相談していいんだよ」ということを日頃から伝えており、保護者に向けても、何か気になることがあったら気軽に相談してもらいたいとお話をしている。区立幼稚園は、バス送迎ではなく、保護者が送迎をしている。そのため、1日のうち2回は保護者に会うことができる。教員は、こまめに保護者へ声をかけ、保護者からも声をかけやすい関係づくりを心掛けている。子供にとって嫌なことが起きたときは、なるべく早く発見して解決できるように、毎日の小さな積み重ねを続けている。以上である。

【委員】

小学校長会からお話しする。幼稚園の取組の中でも、毎日の積み重ね、という言葉があったが、小学校においても同様であると考えている。

何か特別なことを行ったとしても、それがいきなりいじめの確実な認知につながるかという点、必ずしもそうではないと思う。やはり、日頃の取組が大事だと思う。

その中でも、児童を十分に理解することが特に重要であると思う。児童のことを十分に理解し、教員と子供たちが良好な人間関係を築いていくことが大切である。

子供たちはそれぞれに性格も違うし、好きなことや嫌いなことも全く違う。それと同時に、家庭環境も様々である。特に近年は、ヤングケアラーや外国籍の子供、貧困の問題など、子供をめぐる様々な話題が、社会的にも注目されてきている。それだけ、子供たちを取り巻く環境も多様化している。それに伴って、子供たちが個々に抱える悩みも多様化していると思う。だからこそ、教員から子供たちに向けて「悩みがあれば教えてほしい」、「困っていることがあれば一緒に解決したい」ということを、日頃から伝えていくことが大切であると考えている。その上で、子供たちの些細な変化を見逃さないことが重要であると考えている。以上である。

【委員】

中学校長会から、自校の取組について4点お話しする。

まず1点目として、自校で独自に行っていることは、月1回の生活アンケートである。このアンケートは、生徒に配付しているタブレットパソコンを使っている。アンケートは、生徒が回答しやすいように、該当するものに丸を付ける形式にしている。どんなに些細なことでも、見かけたことでも、誰かにされたことでも、何でも良いので書いてもらっている。そのため、アンケートの内容を見ると、ちょっとからかわれたとか、押されたとか、些細な内容が多いが、それでも何でもいいから書くように伝えている。報告されることが全く無い月もあるが、基本的には1～2件ほどの報告がある。特に、6月、11月、2月はふれあい月間であるので、更に強化して実施している。また、毎朝、生活の1行日記のようなものを書いてもらい、学級で集めている。ほとんどが「昨日は、塾の宿題が多くて嫌になった。」といった内容だが、そういった日常的なことでも良い。書きやすい雰囲気となることを大切にしている。

2点目は、生徒の自治能力を育てるための取組である。学校内で「練東ふれあいリーダー(NFL)」という役割を作り、各学級から3人、それぞれの学級内で推薦してもらっている。推薦は、クラスの中で一番相談しやすい人、悩みを聞いてくれそうな人といった視点で行われる。NFLの活動は1年間である。生徒は、何か問題があった時や困ったことがあった時に、率先してNFLに相談する。NFLのメンバーは、スクールカウンセラーからピアカウンセリングなども学びながら、自主的に活動している。

3点目は、教職員側の連携である。校長、副校長、教員、事務、用務、給食、警備、支援員等が、みんなで子供たちの様子に気を配り、様子がおかしいことがあれば、すぐに報告するように、教職員の意識付けを行っている。口うるさいかもしれないが、月1回は全教職員に伝えている。多数の大人の目で子供たちを見守ることで、アンテナを高くするよう努めている。

4点目は、生活指導部会、特別支援委員会の中での情報共有である。週1回、生活指導部会、特別支援委員会の中で、各学級の生徒の様子について、いじめに関する事など、何かあれば報告する時間を、5分でも必ず設けるようにしている。

その他、いじめ防止に関するポスターの掲示なども併せて行っている。

このような取組を行っているので、いじめの確実な認知という視点では、こまめに報告を受けている。一方で、その後の解決に向けた対応については、頭を悩ませる部分もある。

例えば、被害者側が学校に相談したことについて、加害者側に言わないでほしいと求められることがある。このような場合に、被害者や加害者に対して、どのように対応するのが望ましいのか、学校側としても悩むところがある。

これらの取組が確実な方法かどうかは分からないが、いじめの確実な認知について、自校で工夫していることはこのようなところである。以上である。

【委員】

小学校の生活指導担当の視点からお話します。自校では、まずは担任が日頃の子供の様子をしっかり見守ることを心がけている。いつもと表情や様子が違う、元気がない、友達関係が変わったなどの変化を見るようにしている。

先ほどのお話にもあったが、担任だけではなく、生活支援員や養護教諭、ふれあい相談員なども、気にかけて、校内を見て回ってくれている。そうしたところから、情報をすぐにキャッチして、日頃の指導に生かしている。

また、学年の教員同士で相談し合うほかにも、その他の教職員間でも普段から頻繁に会話をするので、その中で「あの子はさっきこんな様子だったよ」など、こまめな情報交換を行っている。特に伝えたいことがあれば、週1回の生活指導部会の中で共有し、どのように対応していくかなど、アドバイスをし合っている。

児童に向けては、毎月、いじめアンケートを行っており、ふれあい月間には、生活アンケートを実施している。これらのアンケートで報告される情報もある。一方で、中には、アンケートには書けない児童もいるので、普段からの児童理解が大切だと思っている。

加えて、保護者から報告を受けることもある。子供が学校に行きたくないと言っていることで、その理由を聞くと、友達に嫌なことをされる、悪口を言われる、物を隠されるといったことを耳にすることがある。そのような場合には、事実確認をして、いじめ対策委員会を立ち上げ、すぐに組織的に対応している。いじめ対策委員のメンバーが主となって対応するが、聞き取りなどは複数名で行い、早期解決のために多くの教員が関わっている。教職員間でこまめに話し合い、必ずそれを保護者に報告している。以上である。

【委員】

中学校の生活指導担当の視点からお話します。おそらく、自校のいじめ認知件数は区内でも多い方であると思う。これまでの各委員の発言にもあったが、人間同士の関わりがあれば、その中でいじめは起き得るものであるという視点で、いじめ認知のためのアンテナを高く張っておくことが重要であると考えている。これを怠ってしまうと、いじめが起こっていて

も見過ごしてしまい、確実な認知に繋がらないと思う。

そのため自校では、毎年度の初めに、教員に向けたいじめ研修を行っている。研修の中では、いじめの定義の変遷について、若手教員、ベテラン教員ともに学んでいる。ベテラン教員の中には、「この程度のことはいじめに該当しないだろう」という認識を持っている方が非常に多いので、幅広い内容がいじめに該当することを再認識してもらえるよう、強調して伝えている。指導主事からは、件数が多いということは、いじめの認知について積極的に取り組んでいる証拠であるとのコメントを頂いている。研修では、そのことも伝えて、報告するかどうかわかったときは、とにかく報告してほしいと伝えている。

いじめの認知件数が上がらない要因についてであるが、もしかすると、いじめとして認知すると、都度、指導をしなければならないという負担感があるのかも知れない。しかし、東京都教育委員会の「いじめ総合対策」でも示されているが、いじめとして報告されるものの多くは、軽微な段階のものである。ちょっとした声かけで解決できることが多い。保護者へ連絡して話をしなければならないこともあるが、一言声をかけるだけで、被害者側が安心する場合や、加害者側も「これがいじめになるなら、今後は気を付けないといけないな」と自分の行動を反省する場合が多い。軽微な段階から指導していくことで、良い結果につながるものがたくさんあるので、そうしたことも研修で伝えている。

小さな出来事もすぐに見つけて対応できるように、学校全体で意識を高く持って取り組んでいるので、生徒向けのアンケート以外にも、「これはいじめだと思う」と報告をしてくる若手教員がとて多くなっている。やはり、いじめの確実な認知の第一歩は、教員のアンテナを高くすることと、教員がいじめの定義を正しく知ることであると思う。

また、担任には相談しにくいのが、他の教員であれば話せるという生徒もいるので、生徒に向けて配付するアンケート用紙の下に、相談したい教員の名前を記入できるようにしている。このアンケートは、担任が配付して、回収まで行うが、その時点では中身を一切見ずに、そのまま校長へ提出する。その後、校長が全てのアンケートに目を通し、担任に言いたくないとの要望があった場合は、その生徒がアンケートに名前を記載した教員へ報告し、対応してもらっている。このような配慮を行うことで、生徒が少しでも安心して相談できるように工夫している。

加えて、アンケートを実施する際は必ず「いじめはいけないことだと思うか」という質問項目を入れている。その質問項目に対して「どちらとも言えない」、「いじめは別に悪いことではない」と回答した生徒については、いじめはいけないことであることを、担任が指導し

ている。このような形で、いじめの防止と確実な認知に取り組んでいる。以上である。

【委員】

心理教育相談員からお話しする。相談室へ相談に来るのは被害者側が多いが、たまに加害者側の児童生徒や保護者とお話しすることもある。相談を受ける際は、加害者側への対応の方が圧倒的に難しいと感じている。加害者の児童生徒について、被害者の保護者から話を聞くと、家で放置されているなど、自分の中に満たされないものを感じており、そのような背景から学校で問題行動を起こしているとの報告を受けることが多い。

加害者の保護者にとっては、相談室に行くのはハードルが高いようで、なかなか相談に来ることが少ない。教員から勧められて相談に来る場合もあるが、教員が勧めても「うちの子は、そんなことはしていない」と拒絶してしまう方もいるようである。

加害者への指導や、加害者の保護者の対応については、教員もとても苦労している。低学年の場合は、指導を素直に受ける子も多いが、学年が上がれば上がるほど、対応が難しくなっていると思う。

【委員】

小学校PTA連合会である。昨年度はコロナ禍2年目ということもあり、PTA活動もままならない状況ではあったが、保護者と学校の連携として、校内の見守り活動をさせていただいた。

活動を通して、子供との関わりがとても深くなり、様々なことに気付きを得ることができた。自分たちの学校は、本当に恵まれていると感じながら活動している。学校の裏には児童館があり、中学校も近くにある。様々な立場からの連携が大切であると感じながら、保護者としても、PTA会長としても活動している。

先ほどもお話があったが、加害者の児童は、とても寂しそうにしていることが多い。声をかけてコミュニケーションを取ると嬉しそうにしてくれて、徐々に様子が変わってくるとい話も聞く。そのような気付きとコミュニケーションが一番大切ではないかと感じている。

引き続き、朝の登校班の引率をはじめ、様々な活動に取り組みながら、PTAとしても、保護者としても、関わっていきたいと思っている。以上である。

【委員】

中学校PTA連合会である。PTAというよりは、保護者としてお話をさせていただく。今回、初めてこのような協議会に参加した。いじめ防止について、学校と子供が連携して取

り組んでいることは知っていたが、行政もこのような取組をしていることは知らなかった。学校からプリントを配られることもあるのだが、中学生になると、学校からもらったプリントをこまめに親に渡さないで、学校でどのようなことが行われているのか、ぎりぎりになるまで分からないことがある。おそらく相談室に関する案内などもあるのだろうが、たまにしか子供から渡されない。

そのような状況なので、学校の状況を詳しく把握していないところもあるが、子供が困ったときにどこへ相談すれば良いかなど、学校から生徒へ案内していることも聞いているし、他の保護者からの話で、学校が丁寧に指導をしてくれている様子も聞いている。

この間は、部活動中に、生徒が悪ふざけで発した言葉について、顧問の先生が「今の発言は良くない」と指導し、何がいけないのか、言われた相手がどういう気持ちになるかなどを、時間を使って全員に話をしてくれたそうである。そして、何が良くなかったのか全員で話し合う時間を設け、ちょっとしたことがいじめに繋がってしまうことを話してくれたそうである。このように、ちょっとしたことにも気が付いて、迅速に対応してくれることで、いじめに発展せずに済んでいる事例がたくさんあるのだと思う。

学校は色々取り組んでくれているが、子供からの報告がないと、保護者はそれを知らない。

他にも、小学3年生の子供がいる保護者から聞いた話をご紹介します。先日、子供が学校から家に帰ってきて「僕、今日、相談室に行ってきたんだ」と報告をしたのだが、保護者は、小学3年生で全員面談を実施していることを知らなかったため「えっ、いじめられたの」と驚いてしまったそうである。こうした取組も、保護者にはなかなか伝わりきっていないところがあるようである。

青少年育成委員も、地域の見守りや健やか運動などを通して、子供がお店でお金を使い過ぎていないか、たかりをしていないかなどの見回りをしてくれている。PTAとしてかかわることで、それらの取組を知ることはできるが、一般の保護者には、全然伝わっていないと思う。せっかく良い取組をしているのに、とても残念に思う。

保護者側でも何かできることがあるかもしれない。保護者も積極的に関わっていくことで、自分の子供だけでなく、他の子に対しても気付きがあるかもしれない。

保護者への啓発も進めていただくと、保護者の理解や協力も広がっていくのではないかなと思った。以上である。

【委員長】

本日は、それぞれの立場、視点から、たくさんの貴重なご意見をいただいた。副委員長からは意見等あるか。

【副委員長】

各委員の話聞いていて、「こんな手もあるんだな」と気付くことが多く、たくさんメモをさせていただいた。それを踏まえて、いじめの確実な認知についてお話しする。

いじめの確実な認知において、私は、3つの窓が大切だと思っている。いじめを見付けるための3つの窓がしっかりと空いていれば、いじめを確実に認知することができる。

その1つ目は、教師による発見である。資料11でも、いじめ発見のきっかけは、学校の教職員等による発見が多いことが示されている。

先ほどの委員の発言にもあったが、子供たちのことをしっかり理解することが大切である。子供たちのことをしっかりと見て、問題があれば教師が発見する。これに尽きる。

2つ目は、本人からの訴えである。いじめられている本人からは、なかなかそれを言い出しづらい。このことについても、本日の協議会でいくつか意見が出ていたが、結局のところは人間関係である。人間関係がしっかりとしていれば、何か問題があった時に、子供から教員に声をかけて来るようになると思う。

3つ目は情報である。様々なところから情報が入ってくる仕組みづくりが大切である。練馬区教育委員会も、今年の大きな目標として挙げているが、学校、地域、家庭として子供たちを見守り、子供たちの声がしっかりと伝わってくるような人間関係を築いていくことが重要である。このような関係が出来ていれば、日常的な会話の中で「〇〇クラスの△△ちゃん、ちょっと元気なかったよ」などの情報が共有されていくと思う。

本日の協議会で出た意見やアイデアについて、私がメモしただけでも10以上ある。有意義な情報がたくさん出たので、ぜひ各学校で共有していただきたいと思った。以上である。

【委員長】

そのほかに、ご意見・ご質問等あるか。

【委員】

資料11について確認したい。項目6「いじめられた児童生徒の相談状況」についてである。表の中ほどに、「学校以外の相談機関に相談（電話相談やメール等も含む）」という欄がある。ここに記載された件数は、令和2年度の数値であり、令和3年度の数値は公表されていないとのことであるが、分かる範囲でも良いが、令和3年度の状況を教えてほしい。

学校では、児童生徒にタブレットパソコンを配付しており、メールの利用も進んでいる。声や態度には出せなくても、メールであれば伝えられる子もいるのではないかと思ってお聞きした。

【事務局】

まだ正確な数値は出ていないが、現状では横ばいの状況が想定される。

【委員】

相談室の視点で見ると、この数字はとても少ないと感じている。相談室が受ける相談も「学校以外の相談機関に相談（電話相談やメール等も含む）」に含まれていると思うが、統計上の問題もあるように思う。相談室に相談する場合、申込み時にいじめの項目に丸を付けないと、いじめの件数として統計に入らない。例えば、不登校の問題で相談室に来たとして、話を聞くうちに、実は背景としていじめがあったという場合もある。初回の面談時に話を聞いて分かることがあるが、そのように後から分かった場合は、統計の問題で反映されない部分がある。

【委員】

学校教育支援センターで把握している状況と比べても、この表の状況とは異なるところがある。

この表の統計は、学校がいじめを認知した時点で、当該児童生徒が誰に相談をしているのかという条件で集計した資料であるが、学校教育支援センターや相談室では、それ以外の状況でも、様々な形で相談を受けている。

その中には、電話相談やメール相談によるものもあり、この表に書かれている以上の件数を受けている。学校への情報提供についても、相談を受けていく中で、相談者の意向や事態の重大性などを考慮して、臨機応変に対応している。

純粋な対応件数で考えると、もっと多い数字になると思うが、そのような状況から、統計上の数字とは差異が出ているものだと思う。

【委員】

教育指導課からも、加えてお話しする。表の下に「学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において」という但し書きが記載されているが、いじめを認知した時点で、その児童生徒が誰に相談しているかを教員が把握していない場合、統計上の数字に反映できない場合もある。統計上の問題であるが、そのような点では、実態をそのまま正確に把握し切れない部分もあると思う。

一方で、実際の運用においては、各種相談機関の利便性は非常に高くなっているため、今後も有効な活用につながっていくと思っている。以上である。

【委員長】

意見も出尽くしたようである。先ほどの報告事項も含めて、振り返りの質問や意見等、何かあれば願います。

(質問等なし)

それでは、協議は以上とする。事務局は、本日いただいた意見を踏まえ、具体的な取組について、第2回いじめ等対応支援チーム連絡協議会で説明、提案をできるよう願います。

7 事務連絡

【委員長】

それでは、最後に事務局より事務連絡を願います。

【事務局】

練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会は、今年度2回の開催を予定している。第2回は、1月中旬から2月初旬の間を予定している。日程が決まり次第、皆様にお知らせするので、ご出席のほど願ひ申し上げる。以上である。

【委員長】

それでは、以上をもって第1回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を終了する。

— 了 —